

調停・審判手続における情報管理・書面提出について (大切なお知らせです。必ずお読みください。)

山口家庭裁判所

○ 原則（提出書類は他の当事者から見られたり、コピーを取られたりする可能性があります。）

提出された書類は、他の当事者（以下「相手」といいます。）による閲覧・謄写の対象となるため、その書面を相手は見ることができます。また、調停委員会や裁判所関係者に口頭で話された内容も、裁判所は中立の立場であること及び手続の透明性の観点から、一部の当事者の意向に迎合して相手に秘密にするとすることはできず、当事者及び調停委員会は同じ情報を持ったうえで、手続を進めることとなります。この原則を踏まえて裁判所に提出する書面の作成、提出書面の適切な選択及び調停委員会や裁判所職員への発言等して頂く必要があります、特に個人情報やその推知情報（推測を可能にする情報）については、自己管理を徹底して情報が伝わらないようにして頂きますようお願いいたします。

○ 例外（相手に知られると生命身体の安全に関わる情報等の場合）

1 提出する書面に、相手に知られたくない情報が書いてある場合

(1) 書面を提出するときは、以下の点に注意してください。

① あなたが作成する書面（申立書、答弁書、陳述書など）には、相手に知られてもよい内容を記載してください。

② 裁判所に書面を提出する際は、相手に知られたくない情報やこれを推知させる情報が記載されていないか、必ず確認してください（所得証明書、源泉徴収票、給与明細書、診断書には、住所や勤務先などの個人情報が記載されています。お子さんの通知表には、学校名など住所を推知させる情報が記載されています）。

③ 相手に知られたくない情報が記載されている書面は、その部分を読み取ることができないよう、黒塗り等のマスキング処理をして提出してください（裁判所がマスキングをすることは認められていません。）。

④ 個人番号（マイナンバー）が記載された書類は、必ずマスキング処理をして提出してください。

(2) 相手に知られたくない情報が記載されているが、裁判所の判断資料にするためにマスキング処理ができない書面を提出する時は「非開示希望申出書」を当該書面の一番上にホッチキス留めして提出してください。

※「非開示希望申出書」は、提出する書面ごとに添付していただく必要があります。前に非開示希望申出書を添付して提出した書面と同じ内容が記載されていても、次に提出する書面に非開示希望申出書が添付されていない場合には、当該書面は非開示希望がないものとして取り扱います。

※「非開示希望申出書」が添付された書類であっても、裁判官の判断によっては、相手が見たりコピーをとったりすることを許可する可能性があります。
申出書には詳しい事情を記載してください。

2 調停・審判手続の中で配慮をして欲しいことがある場合

提出書類の中は現れていないが、調停委員に口頭で話した内容について相手に知られたくない情報がある場合は、裁判所に対し、配慮を求めることができます。ただし、あくまでも「配慮」ですから、自己管理を徹底して下さい。

配慮を希望する場合には、「秘匿配慮希望申出書」を提出してください。

以上

※非開示希望書類を提出されない場合は本書面は必要ありません。

令和 年 (家イ・家) 第 号

非開示希望申出書

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

裁判官の措置	
令和 年 月 日	
相当	不相当

1 別添の書面については、次の2の理由により非開示とすることを希望します。
非開示を希望する書面ごとにこの申出書を作成し、本申出書の次に非開示希望書面をステープラー（ホチキス）で留めて、提出してください。

書面の一部のみ非開示を希望する場合は、非開示希望部分をマーカーで色付けして特定してください。

2 非開示を希望する理由は、以下のとおりです。（当てはまる理由にレ点を付けて具体的な事情を記載してください。）

事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。

※ 当事者の未成年の子どもの健全な育成が阻害されるなど、子の福祉に悪影響を及ぼすおそれがある場合など

当事者や第三者の私生活・業務の平穏を害するおそれがある。

※ 秘密にしている住所や勤務先などが知られると相手から暴力を受けるおそれがある場合など

当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じたり、名誉を著しく害するおそれがある。

※ 病歴や犯罪歴などの秘密が明らかになり、通常の家生活を送るのに問題が生じたり、名誉を害するおそれがある場合など

その他

※非開示希望申出書を提出しても、裁判官の判断により、非開示希望書類

及び本書面が他の当事者に開示される場合があります。

本申出を撤回する。	令和 年 月 日	申出人	印
本申出の撤回を確認した。	令和 年 月 日	裁判所書記官	印

ステ
ー
プ
ラ
ー
（
ホ
チ
キ
ス
）
で
留
め
る

マイナンバーの取扱いについて

平成28年1月1日から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号(マイナンバー)の利用, 提供及び本人確認の措置など, 同法に係る主要な規定が施行されます。

- 個人番号(マイナンバー)は, 重要な個人情報です。
- 裁判所の手続において, マイナンバーが記載された書類を提出等される場合は, 次の点に十分ご注意ください。

不必要にマイナンバーの記載された書類を提出しないこと

手続等のためにマイナンバーを裁判所に提供する必要があるか否かを十分に検討し, 不必要にマイナンバーが記載された書類を提出しないようにしてください。

提出者ご自身でマイナンバー部分のマスクングをすること

裁判所に提出する書類にマイナンバーが記載されている場合には, 提出者ご自身でマイナンバー部分のマスクングをして, マスクング後の書類を裁判所に提出してください。

(マスクングの参考例)

氏名	山 〇 △ 子
住所	山口市〇〇1丁目2番3号
個人番号	████████████████████

コピーをとって, 「個人番号(12桁)」全部をマスクングしてください。

マイナンバーが記載される書類の例

マイナンバーが記載される書類としては, 次のものなどがあります。

(例)

住民票写し, 源泉徴収票, 社会保障や税に関する各種申告書 (確定申告書など)

※ ご不明な点は, 裁判所の受付にお問い合わせください。

山口家庭裁判所

(受付係直通)083-922-9148